回 覧 令和3年7月15日(三股町)代表 代表 20 52-1111 ・ <td

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

(一般)

【内容】

<募 集> 2 ◆町職員採用試験を実施します

<お知らせ> 3 ◆ごみ減量化講習会を開催します

◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

4 ◆災害に備えて準備をしましょう

5 ◆家内労働(内職)情報をお知らせします

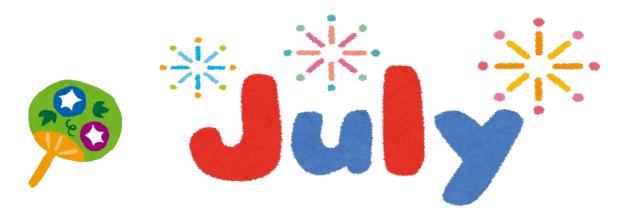
◆ひとり親家庭に育つ子ども達応援プロジェクト ランドセルプレゼント

<保健と福祉>6 ◆子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給 (子ども) します

<保健と福祉>7 ◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いしま | す

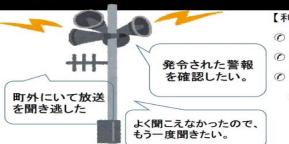
8 ◆「2021エコロジーボランティアinみまた」を開催します ■



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 🏗 0986-51-1417 【確認ダイヤル】 🏗 0986-51-1418

※どちらの番号でも 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ② 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 252-1110(直通)

【分類】【No.】

【内容】

<保健と福祉>

- 8 ◆後期高齢者医療 いきいき健康教室を開催します
- (高齢者) 9 ◆『もの
 - 9 ◆『もの忘れ相談会』を開催します
 - ◆敬老祝い金を支給します
- <農林畜産業関連>10 ◆畜産農家の皆さんへ

 - ◆休耕田における加工用米と新規需要米(WCS用稲など)の 適切な肥培管理に努めましょう
 - 11 ◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ
 - ◆カンショ(サツマイモ)生産者の皆さんへ もとぐされびょう サツマイモ 基 腐 病 の防除対策を徹底しましょう
- <相 談>12 ◆「行政相談」を実施します
 - ◆「人権相談」を実施します
 - 13 ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
 - ◆「無料法律相談」を実施します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています





◆「令和3年・令和4年三股町成人式」のお知らせ

町では、「令和3年三股町成人式」を8月14日(土)に開催できるよう準備を進めてきました。しかしながら、都市部での新型コロナウイルスの感染状況や、参加される新成人の皆さまの安全面、参加をしたくても帰省を断念される新成人がおられることなども考慮した結果、再延期の判断をしました。

令和3年成人式は令和4年1月5日(水)に延期し、令和4年成人式と同日 に開催する予定です。成人式の開催を楽しみにされていた新成人の皆さまを はじめ、関係者の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

■令和3年・令和4年三股町成人式

日 程 = 令和4年1月5日(水)

場 所 = 町立文化会館 ホール

■令和3年成人式

計 間 = 午前10時 受付開始

午前10時30分 開始

正午 終了予定

対象者 = 平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの人

内 容 = 成人式の内容は、今後実行委員を中心に決定します。

参加方法 = 参加は事前登録制です。参加を希望する人は、次のいずれかの

方法で12月5日(日)までに申請してください。

(1) 二次元バーコードから電子申請



(2) 町公式サイトから電子申請

https://www.town.mimata.lg.jp/contents/1229.html

(3)問い合わせ先へ電話申請

その他 = 成人式の再延期により生じた損害は、一切の責任を負いかね ますのでご了承ください。

※対象者へは、別途はがきでご案内します。また、今後の状況によっては変更 などが予想されます。最新情報は町公式サイトで確認できます。



■令和4年成人式

時 間 = 午後2時 受付開始

午後2時30分 開始

午後4時 終了予定

対象者 = 平成13年4月2日から平成14年4月1日生まれの人

宮 = 成人式の内容は、今後実行委員を中心に決定します。

現在、実行委員を募集しています。詳しくは次をご覧ください。

参加方法 = 参加は事前登録制です。詳細は、町公式サイトなどで9月ごろ

にお知らせします。

■令和4年三股町成人式の実行委員を募集しています

町では、令和4年成人式の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る成人式をつくってみませんか。

やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

<令和4年三股町成人式実行委員募集内容>

●募集人数 = 10人程度

●対象者 = 令和3年4月2日から令和4年4月1日までに20歳にな

る人

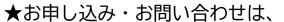
●内 容 = ①9月から、平日の夜間または土曜・日曜に数回集まり、

成人式の企画・運営などについて話し合います。 会議の日は実行委員の都合を考慮して行います。

②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います

●応募方法 = 下記の連絡先へお電話ください

●募集締切 = 9月9日(木)



町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内) **☎**:52-9311(直通)にお願いします。



◆町職員採用試験を実施します

町では、令和3年度の町職員採用試験(9月実施)を次のとおり実施します。詳細は、町公式サイト総合トップページの「令和3年度三股町職員採用試験(9月号)のご案内」にある、実施要領を確認してください。

■採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つのみ受験できます。なお、受付締め切り後は職種の変更は認めません。

種類	! 職 種	採用予定 人員	職	務	の	内	容
初級	一般事務(A)	若干名	町長部		こ勤務し、	一般事	务に従
初級	土 木(B)	1名					
初級	保健師(E)	1名			こ勤務し、 こ従事しま		業務お
初級	管理栄養士(I)	1名					

■受験資格(学歴は問いません)

(1) 年齢

試験の種類	受験資格
初級	平成3年4月2日~平成16年4月1日に生まれた人

(2)資格

保健師(E)は保健師の資格、管理栄養士(I)は管理栄養士の資格がある人(令和3年度中に資格取得見込みの人を含む。)に限ります。

- (注) 資格を必要とする試験は、資格が取得できない場合、採用になりません。
- (3) 次のいずれか一つでも該当する人は受験できません。
 - (ア)日本国籍を有しない人
 - (イ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を 受けることがなくなるまでの人
 - (ウ) 三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を 経過しない人
 - (エ)日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験の日時、場所および合格発表

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
1 次試験	9月19日(日)		10月上旬に、町役場前掲 示板に掲示するほか、合格 者に通知します。
2次試験	詳しくは、1次記	、 試験合格者に送付する案内	を確認してください。

■試験の方法

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目		
1次試験	教養試験・専門試験(土木、保健師および管理栄養士のみ) 作文試験(一般事務のみ)・職場適応性検査		
2次試験	人物試験(面接試験)		

■受験手続き

(1)受験申し込み



・申し込み方法



町公式サイト総合トップページの「令和3年度三股町職員採用試験(9月実施分)のご案内」→「インターネット申請による申込み(外部リンク)」をクリック。システムのガイドに沿って申し込んでください。

(2)受付期間

7月12日(月)午前8時30分~8月2日(月)午後5時

○受付期間終了直前はサーバーが混み合う可能性があります。余裕をもって早めに申し込み手続きを行ってください。

■合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定し、それぞれの採用候補者名簿に登載、その中から任命権者によって採用が決定されます。この名簿からの採用は、原則として令和4年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。なお、合格者は採用予定者より多く決定しますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

★お申し込み・お問い合わせは、

総務課 職員係(2階()番窓口)

☎:52-1113 (直通) にお願いします。

◆ごみ減量化講習会を開催します



環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催 します。どなたでもお申し込みください。

生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

開	崔	日	9月 6日 (月)
時		間	午前10時~11時30分
場		所	町役場 4階 第1会議室
内		容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」、「屋外用のコンポスト容器や室内用のぼかし容器の上手な使い方」などを予定しています。
申し込	みた	法	直接窓口または電話でお申し込みください。
申込	期	限	8月13日(金)※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※当日は、印鑑と筆記用具を持ってきてください。



★お申し込み・お問い合わせは、 環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) ☎:52-9082(直通)にお願いします。

◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化 して自家処理をする【生ごみ処理容器】を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境保全係までお申し込みください。

■申し込み要件

次の1~6を満たすこと。

- 1.町内に住民票があり、現在も住んでいること。
- 2. 町から生ごみ処理機の補助を受けたことがない世帯。
- 3. 町が実施する「ごみ減量化講習会」(左ページ参照)を受講すること。
- 4. 生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること。
- 5. コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること。
- 6. 生ごみ処理容器の使用状況などのアンケート調査に協力すること。

■申し込み方法

町環境水道課環境保全係の窓口(2階④番)で、「三股町生ごみ処理容器 無償貸与申込書兼確約書」に必要事項の記入と印かんを押してから、窓口で 申し込んでください。

■生ごみ処理容器

【屋外用】コンポスト容器(1個) 【屋内用】ボカシ容器(2個以内) のどちらかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器 10個程度・ボカシ容器 10個程度です。

コンポスト容器

高さ:約670mm 最大直径:約650mm



ボカシ容器

高さ:約420mm 縦・横:約300mm



★お申し込み・お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082 (直通) にお願いします。

◆災害に備えて準備をしましょう

大雨や台風などの災害リスクが高まる季節となりました。次の事項を確認し、 普段から災害に備えて準備をしておきましょう。

■情報を確認する =

- ・自分の居住地区の避難所や避難ルート、または居住地区が災害警戒区域に入っているかどうかなどをあらかじめハザードマップで確認しておきましょう。
- ・ハザードマップは町役場2階の総務課で無料配布を行っているほか、町公式 サイトからも確認できます。
- ・テレビやラジオ、インターネットなどを活用し、情報の収集に努めましょう。 また、「三股町防災ポータル」や「三股町防災アプリ」では避難情報の発令 状況や、避難所の開設状況などが確認できます。







三股町防災ポータルサイト

三股町防災アプリ (iOS)

三股町防災アプリ(android)

■「避難」とは「難」を「避」けること =

「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。

避難をする場合は、指定避難所だけではなく、安全な、親せき・知人宅や ホテルなどに避難することも選択肢に加えましょう。

■非常持ち出し品の準備

避難をする場合に備えて、普段から非常持ち出し品を準備しておきましょう。持ち出し品は家族構成に合わせて必要最小限に絞り込み、目に付きやすいところに置いて災害に備えましょう。

<非常持ち出し品の例>

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金、預金通帳、印鑑、その他の重要書類など
衣 類 等	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴、おくすり手帳 など
日用品	マスク、消毒液、手袋、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、
	ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシ など

あると便利	ウエットティッシュ、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、
なもの	ナイフ、缶切り、雨具、ハザードマップ など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー、緊急時の家族・親せきの連絡先 など

■避難情報の発令基準について

・5月20日から、避難情報の発令基準が次のように変わりました。



- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

「避難勧告」が廃止され、これまでの「避難勧告」のタイミングで「避難指示」が発令されるようになりました。危険な場所にいる人は、警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら全員避難を開始してください。

高齢の人や障害のある人、妊婦の人や乳幼児のいる家庭など、避難に時間がかかると思われる人は、警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

※お問い合わせは、

総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)にお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします

県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、 家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。



◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。 ※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあり ます。

合和3	在6	月 2	4 F	現在
ロガロ ひ	-	, , ,	_ T L	コ アカバコ し

仕事の内容	委託地域	工 賃
プラスチック製品のバリ仕上 げ、検査、部品組み立て、 シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり、ボタン付け、 肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円~ (宮崎県婦人既製洋服製造 業最低工賃に準ずる)
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円~50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円~1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

◎事業所の方へ

より詳しい情報は 宮崎 内職

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています

		都城就職相談支援センター(都城	・小林地区)
	I	都城市北原町24街区21号	都域駅
所 在	地	宮崎県都城総合庁舎1階	都妹メモリード イオンモール 都妹駅前 ホール
		都城県税・総務事務所内	
TEL/F	АХ	0986-25-0300	建設業協会
受 付	日	月~金曜日(土、日、祝日は休みです)	トここです
受 付 時	間	午前9時~午後5時	かして です 都城総合庁舎 1階

保健と福祉(子ども)

◆ひとり親家庭に育つ子ども達応援プロジェクト ランドセルプレゼント

県母子寡婦福祉連合会は、コロナ禍で一層の支援を必要としている県内に お住いのひとり親家庭の子どもたちを応援するためにプレゼントを実施し ます。

- ■対 象 者 = 令和4年4月に小学校入学予定の幼児
- ■応募資格 = ひとり親家庭で、児童扶養手当または母子・父子家庭医療費を受給している家庭
- ■応募条件 = 当選者は、県母子寡婦福祉連合会が定めた日時に「バックのあった」でお好きなランドセルを選ぶことができます。来店可能な人のみ、応募できます。
- ■応募方法 = 郵送のみ受け付けます。

応募用紙を(一財)宮崎県母子寡婦福祉連合会の公式サイトからダウンロードして必要事項を記入してください。

- ※応募用紙は各地区の市町村窓口か地域の母子会長からもらうこともできます。
- ■応募期間 = 7月20日(火)~9月20日(月)(必着)
- ■当 選 者 = 県内で10名
- ■当選発表 = 当選者に、11月頃お知らせします。



★お問い合わせは、

〒880-0007 宮崎市原町2番22号

一般財団法人宮崎県母子寡婦福祉連合会

本:0985-22-4696 にお願いします。

◆子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を支給します

新型コロナウイルス感染症の長期化による生活への影響は大きく、生活支援の観点から、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を支給します。

■支給対象者 =

- (1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和3年度の住民税(均等割)が非課税である人
- (2)(1)のほか、対象児童(平成15年4月2日(特別児童扶養手当の算定基礎となっている児童の場合は平成13年4月2日)から令和4年2月28日までの間に出生した児童)の養育者で、以下のいずれかに該当する人
 - ア. 令和3年度分の住民税(均等割)が非課税である人
 - イ. 令和3年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 家計が急変し、住民税非課税相当の収入になった人
- ■支 給 金 額 = 児童 1 人あたり 5 万円

■申請方法 =

- ・(1) に当てはまる人 申請は不要です。7月上旬に事前通知を送付します。 給付金支給を希望しない人のみ届出書を提出してください。
- ・(2)に当てはまる人申請が必要です。申請が必要です。申請が必要です。申請書および必要書類の提出が必要です。

【必要書類】

- ○申請・請求者本人の確認書類の写し
 - →運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど
- ○申請・請求者の世帯の状況、児童との関係性を確認できる書類の写し→戸籍謄本、住民票などの写し

- ○受取口座を確認できる書類の写し
 - →通帳、キャッシュカード
- ○(2) -イで申請する場合は、収入額が分かる書類が別に必要です。
- ※必要書類は、福祉課 児童福祉係までお問い合わせください。
- ※ただし、(2)のアの中で令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当受給資格の認定、額の改定の認定を受けた人は、申請は不要です。

児童手当の認定請求の審査と同時に給付金の審査をおこないます。

■申請期間・場所 =

8月2日(月)~令和4年3月15日(火)

福祉課 児童福祉係 1階 6番窓口

■支給時期 =

- ・(1) に当てはまる人 7月中に児童手当、特別児童扶養手当が振り込まれた口座に直接振り込む 予定
- ・(2) に当てはまる人 申請受付後に審査をして、支給決定をおこない随時振り込む予定



※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)にお願いします。

保健と福祉(一般)

◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)は、<u>7月31日</u> (土)で有効期限が切れ、8月1日(日)以降は使用できなくなります。新 しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係(1階③番窓口)に返却するか、各自の責任で処分してください。

【注意事項】

区 分	保険証	手続きなど
保険税の 滞納世帯	郵送しません。	7月下旬に、国保年金係(1階 ③番窓口)で切り替えを行いま す。詳しくは対象世帯へ文書で 案内します。
町に住民票がな い大学生・専門 学校生など	保険証は個別に発行 しませんので、世帯 に送付された保険証 を使ってください。	有効期限は令和4年3月31 日です。令和4年4月初めに改 めて手続きが必要になります。 詳しくは世帯主へ文書で案内 します。



※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9631 (直通) にお願いします。

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願い します

- ※「国民健康保険限度額適用認定証」(以下「限度額認定証」)とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです。
- ※限度額認定証の発行は8月2日(月)から行います。

国民健康保険に加入している人が、現在持っている「限度額認定証」は、有効期限が7月31日までです。入院予定の人は新しい限度額認定証が必要になりますので、国保年金係(役場1階③番窓口)で申請してください。

■申請に必要なもの =

- · 国民健康保険被保険者証
- ・世帯主および適用減額対象者(入院予定の人)のマイナンバーがわかるもの
- ・窓口に来られる人の運転免許証などの身分証明証

■注 意 点 =

- ・限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。
- ・保険税滞納世帯には交付できません。
- ・古い限度額認定証は国保年金係(役場1階③番窓口)へ返却するか、各自 の責任において処分してください。
- ・年齢や所得で1カ月の上限額が変わります。
- ・過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- ・現在、長期入院(過去1年間に90日以上の入院)の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなりますのでご注意ください。



町民保健課 国保年金係(1階 ③番窓口)

☎:52-9631 (直通) にお願いします。



◆「2021エコロジーボランティアinみまた」を 開催します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で26回目になる「エコロジーボランティアinみまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷では心無い釣り人や利 用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよいまちにするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたらお知らせください。みんなでまちをきれいにしましょう。

■日 時 = 8月29日(日) 午前6時30分~9時

■集合場所 = 元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)

※新型コロナウイルス感染予防のため開会式は実施しません。 ※感染状況によっては、中止になる場合もあります。

■参加者 = 団体(民主・福祉・ボランティア)、個人など

■申込締切 = 8月6日(金)

■主 催 = 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会



★お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。

保健と福祉(高齢者)

◆後期高齢者医療 いきいき健康教室を開催します

「健診結果の見方が分からない」「気になる数値があるけど、どうしたらいいの?」「いつまでも元気な足腰でいるために今からできる運動はないの?」などの悩みや疑問はありませんか? いきいき健康教室は、そんな人にぜひ参加してもらいたい、健康診査の必要性や健診結果の説明、栄養指導・運動指導を行う教室です。

※健康診査をまだ受診していない人やお住まいの地区以外の会場の教室でも参加できます。

■日程表 =

地区	会 場	開催日
6地区	6地区分館	7月30日(金)
3地区	3地区分館	8月 3日(火)
2地区	健康管理センター	8月 4日(水)
7地区	7地区分館	8月24日(火)
9地区	9地区分館	10月18日(月)
1地区	健康管理センター	10月27日(水)
5地区	5地区分館	10月29日(金)
8地区	8地区分館	11月10日(水)
4地区	4地区分館	11月12日(金)
全地区	健康管理センター	12月20日(月)

■対象者 = 75歳以上の人、

65歳から74歳の認定を受けた後期高齢医療の被保険者の人

■時 間 = 午後1時~1時30分 (受付、健診結果渡し)

午後1時30分~3時 (健康教室90分間)

■費 用 = 無料

■持ってくる物 = ①筆記用具 ②水分補給用の飲み物

③動きやすい服装・室内シューズ ④健診結果表 (病院で受けた人、お住まいの地区以外で参加する人で、 健診結果表が届いている人は、お持ちください)

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用をお願いします。また地域の状況によっては、開催を中止する場合があります。

★お問い合わせは、

・町健康管理センター ☎:52-8481 (直通)

・町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎:52-9632(直通)にお願いします



◆『もの忘れ相談会』を開催します

年を取ると、もの忘れが多くなったり、判断力が衰えたり、段取り良く物事を進めることが苦手になることがあります。もしかすると、その症状は認知症の初期症状かもしれません。認知症は、だれでもなりうる脳の病気ですが、症状がひどくなると日常生活に支障を来し、家族や周囲の人が戸惑うことも多くなります。本人や家族が「なんだかおかしいな」と感じる症状が出始めたら、相談・受診・適切な治療などを受けることが大切です。

当日は、専門職が相談を受けます。脳年齢測定器も準備していますので、ぜひこの機会をご利用ください。



身近な人の中に、こんなことが気になる人はいませんか?

- ・料理など、家事をしなくなった
- ・同じ話を何度もする
- ・できていたことができなくなった
- ・表情が乏しい、元気がない、怒りっぽい
- ・道に迷うことが増えた





日	時	8月4日(水)午後1時30分~3時30分		
場	所	町総合福祉センター『元気の杜』 ※発熱時は来場を控えてください。また、マスク着用でお越しく ださい		
申し込み		<u>予約制</u> です。8月2日(月)までに申し込んでください。 脳年齢測定を希望する人は、参加申し込みと同時に申し込むこと ができます。(所要時間:約20分)		
参加対象		もの忘れが心配なご本人またはその家族など		
参加費		無料		

- ※新型コロナ感染症の状況によっては、延期または中止する場合もありますので、ご了承ください。
- ★お申し込み・お問い合わせは、 町地域包括支援センター(1階 ⑦番窓口) ☎:52-8634 (直通) にお願いします。

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬~9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんに敬老祝い金を支給します。

対象者には、通知をします。次の支給年齢の人で通知が来ない人はお問い合わせください。

支 給 年 齢	金額
満88歳	
昭和7年7月2日~昭和8年7月1日	1万円
が誕生日の人	
満100歳	
大正9年7月2日~大正10年7月1日	2万円
が誕生日の人	
最高齢	3万円

対象年齢は、令和2年7月2日~令和3年7月1日までの期間の満年齢です。 ※基準日:7月1日



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9062 (直通) にお願いします。

農林畜産業関連

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

アフリカ豚熱(ASF)の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なものとなります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と

畜産農家相互の注意喚起をお願いします!

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルス の侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所 (**☎**:62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。 農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、

農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口) **本**:52-9088(直通) にお願いします。



◆休耕田における加工用米と新規需要米(WCS用稲など)の 適切な肥培管理に努めましょう

休耕田において加工用米、WCS用稲などの水を使う転作作物を作付けするときは、次の点に注意して適切な管理に努めてください。

- ○水は、水稲区域を優先することに協力してください。
- ○野菜、飼料作物などを作る周囲の田に水が流れてトラブルにならないよう に、水の管理に十分注意してください。
- ○周囲に分かるよう、事前に配布した看板(立札)を設置してください。



WCS 用稲の立札



加工用米の立札

- ○水門などの開閉は勝手に行わないでください。
- ○収穫まで適切な肥培管理(あぜの雑草、草取りなど)を行ってください。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086 (直通) にお願いします。



◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ

■8月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

	未用疣条ノノヘノソク処理未物で次のこのソ天旭しより。
日時	回収日:8月18日(水)《午後1時30分~3時》 ※予備日:8月25日(水) ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して 10~15kg 程度にひもなどで縛って搬入してください。 搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。 注意①:サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、 種類が違うため、分別して処理してください。 注意②:金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を 取り除いて持ち込んでください。
処理料金	①農ビフィルム〈処理料金 1 kgあたり11円〉②ポリ(PO)〈処理料金 1 kgあたり33円〉③その他〈処理料金 1 kgあたり55円〉
注意事項	○処理料金は現金支払いです。○処分場内は徐行運転で走行してください。○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

分別が徹底されていない場合 持 ち 込 み を お 断 り し ま す

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係 (3階 ③番窓口)

☎:52-9086 (直通) にお願いします。



◆カンショ(サツマイモ)生産者の皆さんへ サツマイモ基腐病の防除対策を徹底しましょう

※6月21日に、本年度初めて、北諸県地域内で「サツマイモ基腐病」が確認されました。防除対策を徹底し、病気のまん延を防止しましょう!

■「サツマイモ基腐病」の症状 =

生育不良や色がおかしい株の、地際の茎が黒または褐色になっているとサ ツマイモ基腐病の可能性があります。

対策をしなければ、症状はほ場全体に拡がり、ツルが枯れて、イモが腐敗します。また、発生すると、土壌に残って毎年発生が続く恐れがあります。

■ほ場の防除対策 =

- ①定期的な観察と、疑わしい株や発病株の抜き取り
- ②薬剤防除の実施

■育苗床の防除対策 =

- ①採苗終了・病害株のハウス外への持出
- ②残さ分解
- ③土壌消毒





★お問い合わせは、

- ・宮崎県北諸県農林振興局 農業経営課(北諸県農業改良普及センター)
- **T**: 38-1554
- ・農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086 にお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、 公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。 また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営 の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか? 相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守り ますので、気軽にご相談ください。

期日	8月2日(月)	8月16日(月)
相談委員	をしき かずひさ 屋敷 和久	西留 文夫
時 間	午前10時~正午	
場所	町総合福祉センター「元気の杜」	

- ※相談委員は、変更になる場合があります。
- ※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階2番窓口)

☎:52-1112 (直通) にお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。 ※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期	日	8月 5日 (木)
時	間	午前10時~午後3時
場	所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談	員	幸畑 実余子 、 竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日時	平日の午前8時30分~午後5時15分
場所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談員	人権擁護委員・法務局職員

- ※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
- ※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎:22-0490 にお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で 弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都 城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利 用ください。

期日	【三股町】8月12日(木) 【都城市】8月27日(金)	
時 間	【三股町】午後1時30分~午後4時30分 【都城市】午後1時~午後4時	
場所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】消費生活センター(都城市役所本館2階)	
内容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。	
申込方法	 ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合せください。 	

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999

都城市消費生活センター ☎:23-7154 にお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

<u> </u>	VIH (/()	
期	日	8月18日(水)
時	間	午後1時30分~4時30分
場	所	町総合福祉センター「元気の杜」
内	容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ ごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対し て、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談く ださい。 ※秘密は固く守られます。
申し込み 方 法		相談は <mark>予約制</mark> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で 直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会 ☎:52-1246 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日		毎週月曜・水曜・金曜(祭日は除く)
時	間	午前9時~午後5時
場	所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。